

## 5

## 乗務員の指導及び監督

貨物自動車運送事業者は、運転者に対して国土交通大臣の告示(注1)の第1章(一般的な指導及び監督の指針)で定めるところにより、事業に係わる道路の状況、事業用自動車の運行に関する状況、運行の安全を確保するために必要な運転の技術、法令上の遵守すべき事項について、適切な指導及び監督を行わなければならないことになっています。

また、乗務員に対して、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて適切な指導を行わなければなりません。

なお、運転者に対して、国土交通大臣の告示の第1章(一般的な指導及び監督の指針)に定めるところにより指導監督を実施したときは、実施日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、その記録を営業所に3年間保存して下さい。

貨物自動車運送事業者はまた、国土交通大臣の告示の第2章(特定の運転者に対する特別な指導の指針)で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければなりません。

- ① 死者又は負傷者(注2)が生じた事故を引き起こした者
- ② 運転者として新たに雇い入れた者
- ③ 高齢運転者(65歳以上の者)

なお、①～③の特定の運転者に対して、特別な指導を実施したときは、その年月日及び指導の具体的内容を運転者台帳に記載するか、又は、指導を実施した年月日を運転者台帳に記載したうえで指導の具体的内容を記録した書面(乗務員教育記録簿等)を運転者台帳に添付して下さい。

また、同様に、特定の運転者に対して特定の適性診断を受診させたときは、受診年月日及びその結果を記録した書面を運転者台帳に添付して下さい。

さらに、運転者として新たに雇い入れた者に対し、自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認・把握した上で、必要に応じ、特別な指導を行い、適性診断を受けさせなければなりません。

(注1) 国土交通大臣の告示とは、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成28年4月1日国土交通省告示第620号)をいいます。

(注2) この負傷者とは、次の者をいいます。

自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号、第3号又は第4号の傷害を受けた者

- 14日以上入院を要する傷害を受けた者で、医師の治療期間が30日以上のもなど
- 14日以上入院を要する傷害を受けた者など
- 11日以上医師の治療を要する傷害を受けた者



根拠法令

貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条(従業員に対する指導及び監督)

### ●一般的指導・監督及び初任運転者への指導・監督の内容

- ① 事業用自動車を運転する場合の心構え
- ② 事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ③ 事業用自動車の構造上の特性
- ④ 貨物の正しい積載方法
- ⑤ 過積載の危険性
- ⑥ 危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- ⑦ 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
- ⑧ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑨ 運転者の運転適性に応じた安全運転
- ⑩ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ⑪ 健康管理の重要性
- ⑫ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

※初任運転者については、初めて事業用トラックに乗務する前(やむを得ない事情がある場合は乗務を開始した後1か月以内)に実施する。

・座学及び実車を用いた指導を15時間以上(積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導)

・トラックを運転させての安全運転指導は20時間以上(実際に初任運転者にトラックを運転させ、添乗等により安全運転の方法を指導)

### ●事故惹起運転者への指導・監督の内容

- ① トラックの運行の安全の確保に関する法令等
- ② 交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策
- ③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ④ 交通事故を防止するために留意すべき事項
- ⑤ 危険の予測及び回避
- ⑥ 安全運転の実技

※①～⑤までは合計6時間以上、⑥は可能なかぎり実施するのが望ましい。

### ●高齢運転者への指導・監督の内容

適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

# 乗務員教育記録

●記入例

乗, 1号様式

## 乗務員教育記録

実施年月日 平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日

時 間 自 18時30分 ~ 至 20時30分

場 所 当社事務所

実 施 者 山本 裕一郎

営 業 所 名 千代田営業所

	指導主任者	補助者
検 印	(印)	(印)

指導教育の内容	<p>1. 事故防止対策について 最近、都内で積荷落下による死傷事故が発生したので、新聞の切り抜き及び関係当局からの事故の記録をもち、積荷のロープかけなどについて実際にロープを使って指導した。</p> <p>2. 健康管理について 運転者は、平素から食事が不規則に行なわれるところから、会社で契約している管理栄養士に講師を依頼し、食事の時間、食事の内容について、講習を受け、その質疑応答の形で各自が健康に十分注意するよう指導した。</p> <p>(資料) 事故掲載の新聞、事故状況のメモ、食品のカロリー表</p>					
	氏 名	転記	氏 名	転記	事 記	
新橋太郎	済			当日、3年間無事故無違反の社員表彰を併せて行った。 田端 三雄 神田 孝夫 欠席者 〇〇太郎 (次回〇月〇日実施予定)		
大塚 誠	済					
⋮	⋮					
⋮	⋮					
⋮	⋮					

©禁複製 輸送文研社 〇三三六六〇二九一